

社会福祉法人まつかぜの会 令和3年度 事業計画

1. 事業方針

昨年より新型コロナ感染症が世界中に蔓延し、あらゆるところが未だに翻弄されている現状です。他法人においてはクラスターが発生し、利用者及び職員はこれまで経験したことの無いほどの大変さ、怖さであったと体験を語られております。心からお見舞い申し上げます。ようやく日本でもワクチンの予防接種ができるようになったという報道がありますが、国民全員が接種できるまでどのくらいの日数がかかるのか、一日でも早く収束される事を待ち望みたいところです。

コロナ禍で当法人事業所の運営にもかなりの影を落としています。新型コロナの感染拡大以降、各種イベントがほとんど中止となり自主製品等販売が落ち込み、また企業の状況悪化で受注作業の減少に直面いたしました。コロナ禍で変わった環境は収束後もすぐには戻らないでしょう。工賃向上を目指していく法人としては、販売のノウハウやセンスをもう一度見直すなど事業所自身も変わる必要があると考えます。こういう時期だから何をやっても「ダメ」ではなく、「どうしたら売れるのか」ということを今だからこそ見直す良い機会と捉えて前向きに事業展開を進めていきます。

当法人は地域での役割という事を重点のひとつとしてきました。知的障害のある利用者が地域を回り販売する、またお店で対応するという行為が、地域の方たちとふれあい、認め合い、地域に暮らす人々の「共に生きる」を支える原点の取り組みと考え実践し続けております。これからも新たな福祉サービスをつくり出していくことを心がけてまいります。

新年度は、特別支援学校の卒業生5名の利用が決まりました。就労継続支援B型4名、生活介護1名です。まだ全体の利用者数が不足しておりますが、その分しっかりと利用者と向き合い、慣れ親しんでいってくれることを望んでおります。

令和3年2月に基本報酬の見直し（案）が出されました。毎回の事ですが、報酬単価が上がっても他加算分が見直しで下がるという、決して喜べるような結果にはなりえない状況です。職員の採用等諸課題もあり、財政状況は次年度も苦しい運営になると予想されます。現行サービスへの影響が出ないよう配慮しつつ、適正な財務体制の確立に向け十分な検証を進めて参ります。

新型コロナは変異株に代わり感染力が強くなって広がりつつあるということです。いつ、誰が罹ってもおかしくはない昨今、これまで当法人事業所に通所する利用者や職員に罹患者が出ておらず、利用者が毎日元気に通所してくれることは本当に有難く感謝しております。この先も気を緩めることなく出来ること最大限の感染対策をしながら運営をして参ります。

本法人は、諸課題をクリアしながら利用者、ご家族、更に地域の方々の期待に応えられるよう、役員及び職員一丸となって努力して参りますので、ご支援の程よろしくお願ひいたします。

2. 理念

社会福祉法人まつかぜの会は、障がい者福祉事業を「障がいのある人もない人も共に社会で生活する」という、インクルーシブ社会の考え方に基づいて実施することにより、障がいのある人たちが「より自分らしく」、「できないことがあっても困ることのない」、「安心した生活」を送ることができる「共生社会」の実現を目指していくことを理念とします。

3. 基本方針

- ① 利用者が主役であり、一人ひとりの人権を守り、誰もが心身ともに育成されるよう支援します。
- ② 利用者の個性や思い、ライフスタイルに添った個別支援を念頭に、普通の市民の普通の生活を目指します。
- ③ 職員一人ひとりの資質の向上や職員のキャリアアップを図っていきます。
- ④ 福祉サービスを通じ、地域との結びつきを大切にし、地域に開かれた施設づくりをします。
- ⑤ 近隣既存事業所との連携を図り、利用に際しての様々な利便性の向上や事業所の人材育成、スキルアップを図っていきます。
- ⑥ 透明性を堅持し、健全でかつ活力のある法人経営をします。

4. 設置事業

第二種社会福祉事業（社会福祉法2条）

- (1) 就労継続支援B型事業所豆のちからの運営（定員20名）
- (2) 多機能型事業所みらいずの運営（定員32名）
 - 主たる事業所みらいず
・生活介護（8名）
・就労継続支援B型（12名）
 - 従たる事業所ぱれっと
・就労継続支援B型（12名）
- (3) 共同生活援助事業花音の運営（ルピナス：定員7名・短期入所1室）

5. 生活支援

(1) 目的

利用者が地域において、共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況や置かれている環境に応じて、相談その他の日常生活上の援助や入浴、排泄、食事等の介護を適切かつ効果的に行う。

6. 防災計画

(1) 目的

施設内において、自力避難の困難な利用者等の緊急避難に重点をおいた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害及び自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関へ依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け、訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できる為の支援を行う。

① 実施方法

実施方法は、別に消防計画書として、これを定める。

② 内容

1. 総合訓練（消火・通報・避難誘導を連携して行う） 年1回
2. 部分訓練（消火・通報・避難誘導を個別に行う） 年5回

③ 年間予定表

総合訓練（消火・通報・避難誘導を連携して行う）： 6月

部分訓練（消火・通報・避難誘導を個別に行う）： 4月 8月 10月 12月 2月

7. サービス管理責任者の責務

- ① 個別支援計画の作成に関する業務を行う。
- ② 利用申込者の利用に際し、心身の状況、当事業所以外における障害福祉サービスの利用状況等を把握する。
- ③ 利用者の心身の状況、環境等に照らし、自立した日常生活を営むことが出来るよう検討し、支援会議（サービス調整会議）を開催する。
- ④ 他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

8. 職員研修

(1) 目的

使命を理解し、意欲と熱意をもって取り組むことができる福祉専門職としての職員育成を目指すため、各事業所において職員個々が問題点に着目し、支援や業務システムの向上・改善のための課題意識の醸成を図る。また、専門性の深化と職員・事業間のつながりの強化を図り、専門家としての成長と支援体制の確立を目指す。

(2) 内容

① 施設内研修

- 1) 職員研修担当が講師・アドバイザーとして行う研修会
- 2) OJTによるスーパービジョン
- 3) 合同研修

年間計画			
実施	テーマ	内 容	形 態
4月	基礎研修(1)	まつかぜの会における規則・規程、今年度の事業計画や福祉専門職としての価値前提・支援における着眼点・留意事項等を学ぶ。	全体会
7月	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会（豆のちから） 事例を通して他者の価値観・支援の考え方につれてことにより、多角的視点・柔軟な発想を得し、具体的支援につなげられるようにする。	全体会
9月	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会（みらいず） 事例を通して他者の価値観・支援の考え方につれてことにより、多角的視点・柔軟な発想を得し、具体的支援につなげられるようにする。	全体会
12月	専門性の深化と職員のつながりの強化	事例検討会（ルピナス） 事例を通して他者の価値観・支援の考え方につれてことにより、多角的視点・柔軟な発想を得し、具体的支援につなげられるようにする。	全体会
2月	基礎研修(2)	1年間の振り返り（スーパービジョン）	全体会

②施設外研修

- 1) 各種主催の研修会へ参加（オンライン等参加の場合もあります。）
- 2) 研修報告会

9. 職員会議

事業所の使命を実現し、職員の総力を結集して、その実を上げるため、事業所運営及び、個々の必要な支援についての共通理解を得るために、定期的または、必要に応じて随時職員会議を開く。

- (1) 定期職員会議（全体会） 月1回

10. 福祉サービスに関する苦情解決

(1) 目的

法人が実施する事業の利用者及び保護者からの苦情に対して、適切な対応を行い、利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、事業に対する社会的な信頼を向上させることを目的とします。

(2) 内容

- ① 苦情対応責任者・苦情受付担当者を置き、随時苦情を受け付けます。

苦情対応責任者： 柳町 美恵子

苦情受付担当者： 豆のちから 雜賀 安代

みらいず 市川 寿子

花音 柳町 美恵子

- ② 円滑かつ迅速に苦情を解決するための処理体制・手順に従い改善・調整を行います。
- ③ 苦情解決における客観性と社会性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を行うため、公平・中立的な立場にある第三者委員を2名置きます。

山 口 真理子 (社会福祉士・精神保健福祉士)

藤 井 公 雄 (基幹相談支援センターCOCO センター長)

11. 虐待防止の取り組み

利用者の安心・安全の確保のため、事故や虐待等の防止を目的に、職員会議等において事故や「ヒヤリハット」等について職員全員で原因を究明、検証し、危険な芽を早期に摘み取り、安全の徹底及び再発の防止に努めます。

12. 家族及び家族会との連携

- (1) 事業所との契約に際し、個別支援計画や活動内容について、本人および家族に対し充分な説明をいたします。
- (2) 個別支援計画の変更時に、本人および家族に現状の説明と変更の理由、具体的な支援方法を相互で検討し実施します。
- (3) 家族会において、事業の現況報告や意見交換を行い、ニーズを踏まえた良質なサービス提供に繋げます。
- (4) イベント販売等に参加・協力をしていただき、利用者の様子や職員との交流を通して、家族との連携を深めます。

13. 関係団体等との連携

- (1) 特別支援学校や関係機関等との情報交換を行い、在宅者、特別支援学校生等に体験実習の機会を提供し、進路選択の情報提供に努めます。
- (2) 他法人と連携し、利用者の作業等や職員間の情報交換をすることで、より良い福祉の支援ができるように努めます。

14. 職員等組織

就労継続支援B型事業

事業所	管理者 (施設長)	サービス 管理責任者	常勤職員	非常勤職員
豆のちから	郡司 妙子	雜賀 安代	浦野 匠介（主任・目標工賃達成指導員） 佐藤加奈子 (生活支援員・事務)	加藤 東美(職業指導員) 島根 昭子(職業指導員) 柳町久美子(生活支援員) 辻野 悅子(生活支援員)

多機能型事業（就労継続支援B型・生活介護）

事業所	管理者 (施設長)	サービス 管理責任者	常勤職員	非常勤職員
主たる事業所 みらいず (生活介護)	郡司 妙子	市川 寿子	菊地 裕史(生活支援員)	石村久美子(生活支援員) (看護師) 緑川 隆太(職業指導員)
主たる事業所 みらいず (就B)			清水 太郎(目標工賃達成指導員・生活支援員) 石井 (生活支援員)	緑川 隆太(職業指導員)
従たる事業所 ばれっと (就B)			宮崎 則子(生活支援員) 淀野 沙織(生活支援員)	宇塚 啓子(職業指導員) 橋詰美栄子(職業指導員)

共同生活援助事業花音

グループホーム	管理者 (施設長)	サービス 管理責任者	常勤職員	非常勤職員
ルピナス	柳町美恵子	柳町美恵子	手代木彩夏(生活支援員)	森田 恵(世話人) 中澤美佐子(世話人) 堺 智実(世話人) 伊藤 正嗣(世話人)

15. 評議員及び役員等の構成

評議員 8名	理事 7名	監事 2名
蒲田 孝代	柳町 美恵子	荒尾 成宏
泉 幸江	染井 猛	西山 一美
篠田 正春	江澤 嘉男	
藤城 和夫	柳町 博	
坂本 金市	太田 正和	
畠 利子	佐藤 英美	
外山 義哉	郡司 妙子	
内山 武三		

【任期】

評議員 2021年に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

理事・監事 2021年に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで

【改選】

2021年に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結後、次期評議員及び理事・監事の改選となります。

16. 法人評議員会、理事会等開催計画

評議員会	第1回	令和3年6月19日(土)	前年度事計事業報告及び計算書類等報告 評議員及び理事・監事の選任について
------	-----	--------------	---

評議員選任 解任委員会	第1回	令和3年5月29日(土)	評議員の選任について
----------------	-----	--------------	------------

理事会	第1回	令和3年5月29日(土)	前年度事業報告及び計算書類等報告 評議員選任・解任委員会の委員の選任について 評議員候補者の推薦について 評議員選任・解任委員会の招集について 理事長の職務執行状況の報告
	第2回	令和3年5月29日(土)	評議員の選任結果について 理事及び監事候補者の選任について 評議員会の招集について

第3回	令和3年6月19日(土)	理事長の選任について 理事長の職務執行状況の報告
第4回	令和3年11月26日(金)	理事長の職務執行状況の報告他
第5回	令和4年3月18日(金)	令和3年度補正予算 令和4年度事業計画 令和4年度予算 理事長の職務執行状況の報告

豆のちから（就労継続支援B型）
令和3年度 事業計画

1. 事業運営の指針

昨年度は日本中で新型コロナ感染症が蔓延し2度の緊急事態宣言が発令され、それでもなお感染が収まらず人々は疲弊した日々を送っております。その中でも豆のちからの利用者は元気です。

豆のちからは、毎月のようにあったイベントが皆無になり売り上げは激減いたしました。それでも個人でご注文下さるお客様があり、感染対策を十分にして配達をさせて頂いております。それまで培ってきた出会い、ふれあい、助け合いがあったからこそと感謝しております。

早々にコロナ禍は収まることはないと言っています。そうであれば事業のやり方の見直しをしなければなりません。待っていてもお客様が増えることはありません。イベント頼りではない販売方法を考え、あらゆる方法を今試す良い機会と前向きに捉えていきます。

おからドーナツの他に昨年からおから入りパウンドケーキの製造を始めました。今後は本格的にとうふやのスウィーツとして種類を増やしていきたいと考えております。

利用者は製造、販売、そして施設外就労においても十分に力を発揮しております。彼らの仕事が工賃向上に繋げられるよう考え、行動する事を職員一丸となって取り組んでまいります。

2. 事業内容

(1) 豆腐・菓子製造と販売

(2) 各種イベント販売

(3) 施設外就労 5件

- ・東松戸病院（売店と洗濯：ここらぼまつさとと共同受注）火曜日と木曜日
- ・株式会社太田製作所（本社ビルと工場内の清掃）月曜日～金曜日
- ・株式会社太田製作所（軽作業）月曜日～金曜日
- ・株式会社的場製餡所（番重清掃）火曜日と金曜日
- ・農福連携事業（梨園内作業）

- (4) 受注作業
- (5) 事業所内のお楽しみ会

みらいず（多機能型）
令和3年度 事業計画

1. 事業運営の指針

(1) みらいず（生活介護：定員 8名）

4月よりつくし特別支援学校卒業で1名の入所者(男性)があり、6名の利用者となります。新型コロナ感染症が蔓延し1回目の緊急事態宣言が発令されて以来、10時から15時までの短縮サービス時間としております。コロナ禍が収まるまで暫くは続く予定です。

受注作業がメインの中で、利用者の特性を考えながら仕事を選び、個々に得意とするところは生き生きとして頑張って作業をしていただいております。工賃は利用者にとってやはり大事なもので、働くことで得られる幸せは利用者が肌で感じられることなのだと思います。

健康管理は週1回看護師が来所し、利用者のバイタルチェックや相談等の他に事業所内の衛生面等指導をしていただきます。

(2) みらいず（就労継続支援B型：定員 12名）

粗大ごみのリユース事業は今年度も力を入れて進めてまいります。月1回程度クリーンセンターから回収して、清掃・補修いたします。利用者も家具清掃の手順が大分分かって手際よく清掃ができるようになりました。

コロナ禍で昨年度は3ヶ月間店舗運営ができませんでしたが、緊急事態宣言が解除された後店舗販売を再開いたします。更には、今後どのような販売方法にしたらよいのか、ネット販売や宣伝広告など再度検討をしていきます。

就労Bに所属する利用者はやはり工賃が気になるところです。リユース事業のみならず、受注作業においてもできるだけやりがいのある仕事を探していくよう努力いたします。

(3) 従たる事業所ぱれっと（就労継続支援B型：12名）

受注を主にしているぱれっとには、4月より矢切特別支援学校卒業の利用者1名が入所し、定員を満たすことになります。

コロナ禍でもほぼ変わらず仕事量があり、利用者は丁寧な作業を数多くできるようになっています。彼らの健康と精神面の状態を把握しながら、無理のない安定した仕事がこれからもできるよう支援してまいります。

2. 事業内容

(1) みらいず（生活介護）

- ・パソコンの解体作業
- ・地域新聞の折り込み作業
- ・リユース家具の掃除
- ・その他 調理実習（月1回）
　　ストレッチ体操・絵本の読み聞かせ・外食（コロナ感染収束状態をみながら始める）
- ・朝夕の送迎

(2) みらいず（就労継続支援B型）

- ・パソコンの解体作業
- ・リユース家具の回収・清掃・補修
- ・受注作業
- ・施設外就労：(株)太田製作所・(株)的場製餡所
- ・事業所内のお楽しみ会

(3) ぱれっと（就労継続支援B型）

- ・受注作業：マルヒロ(株)・(株)太田製作所・(株)大成美術プリンティング・他
- ・施設外就労：(株)太田製作所・(株)的場製餡所
- ・事業所内のお楽しみ会

共同生活援助事業所 花音
令和3年度 事業計画

1. 施設運営の指針

昨年4月開所したグループホームルピナスは1年経とうとしております。コロナ禍で始まった運営でありましたが、6名の入居者は大分生活に慣れて、各々居室の個性も出てきて、またホーム内のルールも自分なりに理解し、協力しながら生活しております。

次年度は、「普通の暮らし」を営めることを主とし、その中で自立した生活の充実感を感じられるように支援してまいります。

更に、入居者にとって花音が生活の基盤となるよう、入居者個々の想いを尊重し、それぞれの意思に基づいた生活の実現を目指すとともに、安心・安全でかつ快適な場所となるよう努力して参ります。

2. 利用者状況

障害支援区分

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
ルピナス1				2			2
ルピナス2			2	2			4
合計			2	4			6

令和3年3月12日現在

3. 生活支援

(1) 目的

利用者が地域において、共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体及び精神の状況や置かれている環境に応じて、相談その他の日常生活上の援助や入浴、排泄、食事等の介護を適切かつ効果的に行う。

(2) 基本的方針

- ① 生活リズムと情緒の安定。
- ② 利用者にとって有益となる正しく豊富な情報の提供。
- ③ できる限り、自己決定に基づいた生活が送れるよう支援する。
- ④ 主体的に生活する。

4. 防災計画

(1) 目的

施設内において、自力避難の困難な者等の緊急避難に重点を置いた、より実践的、効果的な訓練を実施することを目的とする。

人的災害および自然災害を想定した訓練を行い、必要に応じ消防機関へ依頼し、適切な避難誘導及び、通報・情報収集に必要な知識を職員が身に付け、訓練を行うことにより、敏速かつ安全に行動できる為の支援を行う。

- ①実施方法は、別に消防計画書として、これを定める。
- ②内容は、法人事業計画に準ずる。

5. サービス管理責任者の責務

- ①個別支援計画の作成に関する業務を行う
- ②利用申込者の利用に際し、心身の状況、当事業所以外における障害福祉サービスの利用状況等を把握する
- ③利用者的心身の状況、環境等に照らし、自立した日常生活を営むことが出来るよう検討し、

- 支援会議（サービス調整会議）を開催する
- ④他の職員に対する技術指導及び助言を行う

6. 苦情解決について

(1) 目的

法人が実施する事業の利用者及び保護者からの苦情に対して、適切な対応を行い、利用者の権利を擁護し、事業の迅速な改善を図るとともに、事業に対する社会的な信頼を向上させることを目的とします。

- ①苦情処理解決責任者・苦情受付担当者を置き、隨時苦情を受け付ける。
- ②社会福祉法人まつかぜの会の苦情解決の仕組み、運営要綱に準ずる。

7. 家族との関係

(1) 目的

事業所として利用者だけの支援にとどまらず、家族をも含めた支援や、社会生活全般を視野に入れた支援を行う。

(2) 内容

- ①施設契約に際し、個別支援計画や活動内容について、本人および家族に対し充分な説明をする。
- ②個別支援計画の変更時に、本人および家族に現状の説明と変更の理由、具体的な支援方法を相互で検討し実施する。
- ③支援場面において、他の利用者との関係性に配慮しながら、家庭でのライフスタイルを尊重し、それぞれに合ったサービスの提供に努める。

8. 地域との交流

(1) 目的

グループホームに居住していても地域社会の一員として利用者が意識できるよう、地域福祉の増進に努める。

- ①地域行事等への参加。
- ②利用者の活動の社会化を図る。
- ③施設外研修
 - 1) 各種主催の研修会へ参加
 - 2) 研修報告会

9. 世話人・生活支援員等会議

共同生活援助の使命を実現し、職員の総力を結集して、その実を上げるために、グループホーム

運営及び、個々の必要な支援についての共通理解を得るため、定期的または、必要に応じて隨時職員会議を開く。

10. 支援形態

利用者に対し、個々の能力やニーズを的確に把握し、それに基づいた共同生活全般の個別の支援プログラムを作成し、利用者の生活支援を行う。ただし、利用者の状況、状態によっては柔軟に対応する。

- ①自立生活に向けた支援
- ②地域との交流
- ③余暇支援

11. 日課

時 間（事業所短縮時間の場合）	内 容
7：00～ 8：30	起床・朝食・身支度
8：30～ 9：00 (9：00～9：30)	通所施設～通所
16：30～17：00 (15：15～16：30)	帰宅
17：00～18：00 (15：30～18：00)	自由時間・入浴
18：00～19：00	夕食・自由時間
19：00～22：00	自由時間・入浴・就寝準備
22：00～	就寝

12. 支援体制

11：30～ 20：00	生活支援員
16：30～ 18：30	生活支援員
20：00～ 翌8：00	世話人（夜勤支援）
8：00～ 9：30	世話人

短期入所事業ルピナス 1
令和 3 年度 事業計画

1. 施設運営の指針

社会福祉法人まつかぜの会では「障害のある人もない人もともに社会で生活する」を法人の基本理念として掲げ、地域での実践に取り組んでいるところです。

まつかぜの会を利用する人達が地域での生活を送るうえで、拠点となるのは家庭であることには言うまでもありませんが、その家庭に於いて養護者の疾病や冠婚葬祭、支援疲れなどの理由により、一時的に家庭での養護が困難になるケースが見受けられます。

一方で自宅以外での生活経験のない利用者が多く、緊急時に家庭とは異なる場所で生活する事に不慣れな場面に戸惑うことが考えられます、加えて家庭から離れての生活を体験する事により将来の自立に向けての見通しを持てるよう体験の場所として、短期入所のための居室を併設しております。

短期入所施設では一時的に家庭での養護が困難な状態にある利用者に対して、入浴・排泄・食事の提供などの支援や日常生活の支援を行い、個々のニーズに合わせた安心で安全なサービスを提供します。また、グループホームルピナス内に併設することで、グループホームでの生活体験ができる場所としても活用して参ります。

2. 利用者予定 (定員 1 名)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
6	男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	男性	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	0	14
	女性	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	0	14
3	男性	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	0	14
	女性	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	0	14
2	男性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	8	8	8	8	8	8	8	0	56

令和 3 年 4 月 1 日見込

3. 事業内容

- (1) 食事の提供利用者の健康面を考慮した食事、栄養バランスのとれた食事を提供する。
- (2) 入浴及び排泄
利用者のプライバシーに十分配慮し、一人ひとりに合わせた支援を実施する。
- (3) 生活に関する相談・支援
利用者が自分で解決しかねる問題、助言が必要な状況、経験がないことにより自己判断しかねる事項等状況を考慮し、適切な相談・支援を行う。
- (4) 健康管理
利用者の健康状態に留意し、利用者の家族、日中活動事業所等、医療機関との連携のもと、健康保持に努める。
- (5) 日中活動事業所等との連絡調整
利用者に関わる重要連絡事項、体調不良等必要に応じて連絡調整を行う。
- (6) 利用者に対する緊急時の対応
利用者の生命、安全を第一に考えた速やかな対応をする。家族、関係機関との連絡調整を行う。

4. 防災計画

共同生活援助事業に準ずる。

5. 苦情解決について

共同生活援助事業に準ずる。

6. 日課

時 間 (短縮時間期間の場合)	内 容
1日目	
16：00～17：00 (15：15～17：00)	入所
17：00～18：00 (15：30～18：00)	自由時間・入浴
18：00～19：00	夕食・自由時間
19：00～22：00	自由時間・入浴・就寝準備
22：00～	就寝
2日目	
7：00～ 8：30	起床・朝食・身支度
8：40～ 9：00 (9：00～9：30)	通所施設～通所